相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県玖珂郡秋中村第三九四番屋敷、最後の住所山口県玖珂郡秋中村三九四番屋敷
被相続人　亡　倉本　ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
山口県岩国市由宇町北三丁目一番五―一号
相続財産管理人　松本　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市見付一七二〇番地七二、最後の住所静岡県磐田市見付一五〇三番地九
被相続人　亡　本村　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
香川県高松市丸の内四番四号　四国通商ビル四階　古屋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古屋　時洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市綾歌町岡田上三三一番地、最後の住所香川県丸亀市綾歌町岡田上三三一番地
被相続人　亡　土屋　直之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
香川県高松市紺屋町五番地二
相続財産管理人　弁護士　西山　司朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市立花町一丁目一一七二番地三、最後の住所愛媛県今治市旦甲四七二番地一養護老人ホーム桜井荘
被相続人　亡　渡邉　諭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
愛媛県今治市常盤町四丁目四番地九
相続財産管理人　弁護士　髙井　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区大名二丁目一〇番、最後の住所福岡県筑紫野市針摺西一丁目四番一〇号
被相続人　亡　山田　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
事務所福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目五番三号吉原ビル二階
相続財産管理人　司法書士　矢野　公一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市南区南大橋二丁目三九九番地の四、最後の住所福岡市博多区諸岡一丁目二五番四六―二〇六号
被相続人　亡　花田　時男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
福岡県筑紫野市二日市中央五丁目一四番一七号
相続財産管理人　矢野　亨

公示送達

県中都市計画事業富田東土地区画整理事業において左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだため、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえて次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
(一)　住所　福島県郡山市名郷田二丁目四三番地
　　氏名　佐藤　一則
(二)　住所　福島県郡山市富田町字山王林五三番地の五
　　氏名　佐藤　雅洋

二　通知の内容
富田東土地区画整理事業地内の仮換地（百四十七街区　符号一の二）の使用または収益を開始することができる日を平成二十八年七月二十日と定めた。
なお、位置図及び仮換地図については、組合掲示板に掲示しています。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に郡山市長に審査請求することができます。

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に郡山市富田東土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に郡山市富田東土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。

平成二十八年九月二十七日
福島県郡山市富田町字登戸一三番地の一
郡山市富田東土地区画整理組合
理事長　大和田好男

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日
石川県金沢市入江三丁目一三四番地
石川県自動車販売店厚生年金基金
代表清算人　岡田　喜一

第６期決算公告　平成28年９月27日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号
東京保証株式会社
代表取締役　後藤　修

貸借対照表の要旨
（平成28年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	75,639
	固定資産	―
	合計	75,639
負債及び純資産の部	流動負債	3,719
	固定負債	―
	株主資本	71,919
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,919
	（その他利益剰余金）	(61,919)
	合計	75,639

注）当期純利益　14,531千円

第８期決算公告　平成28年９月27日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号
株式会社タイセイ・ハウジーリバース
代表取締役　赤間健一郎

貸借対照表の要旨（平成28年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,425,299
	固定資産	13,655
	合計	3,438,954
負債及び純資産の部	流動負債	2,495,891
	固定負債	46,133
	株主資本	896,929
	資本金	33,000
	利益剰余金	863,929
	（利益準備金）	(3,300)
	（その他利益剰余金）	(860,629)
	合計	3,438,954

注）当期純利益　231,072千円

第９期決算公告　平成28年９月27日

東京都港区赤坂一丁目７番19号
株式会社タイセイ・ハウジープロパティ
代表取締役　赤間健一郎

貸借対照表の要旨（平成28年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	381,614
	固定資産	38,197
	合計	419,812
負債及び純資産の部	流動負債	176,687
	固定負債	32,519
	株主資本	210,605
	資本金	50,000
	資本剰余金	36,425
	（資本準備金）	(36,425)
	利益剰余金	124,179
	（その他利益剰余金）	(124,179)
	合計	419,812

注）当期純利益　4,218千円